

Q7-1 課税対象について教えてください。

課税対象となる所得は台湾源泉所得であり、所得税法第 8 条には以下の 11 項目が記載されています。

日系企業の駐在員や出張者は通常会社から給与を得ていますが、この給与所得は下記 3. の役務に対する報酬にあたります。

1. 台湾の会社法の規定に基づいて登記設立した会社、または台湾の政府の認許を受けて台湾内にて営業する外国の会社からの配当
2. 台湾内の協同組合または共同出資の営利事業からの配当利益
3. 台湾内において役務を提供して支払われた報酬
ただし、台湾に居住しない個人で、課税年度内における台湾内の居留が合計 90 日を越えない場合、その台湾外の雇用者から取得した役務報酬はこの限りではない。
4. 台湾の中央および地方政府、台湾の法人および台湾に居住する個人から取得した利息
5. 台湾内にある財産の賃貸によって取得した賃貸料
6. 専利権、商標権、著作権、ノウハウおよび各種のライセンス権を台湾にて他人の使用に供して取得した権利金
7. 台湾における財産取引の利益
8. 台湾政府が国外駐在に派遣した人員および一般の被雇用人員が国外における役務提供で取得した報酬
9. 台湾内にて、工商、農林、漁牧、鉱冶などを経営して取得した利益
10. 台湾にて各種の競技、試合、確率抽選により得た賞金または給与
11. 台湾にて取得したその他の利益

なお、上記3. の報酬については、現金給与のみではなく、FRINGE BENEFIT(Q7-7 参照)も含まれます。